

# 佐世保市老朽危険空き家及び空き建築物除却費補助金

安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空き家（住宅）及び空き建築物（住宅以外）の除却を行う方に対し、除却費の一部（限度額60万円）を補助します。

## 1. 対象建築物

住宅に限っては、次の①から④の要件をすべて満たす建築物が対象となります。

住宅以外の用途は、次の①から⑤の要件をすべて満たす建築物が対象となります。

- ① 佐世保市内の、現在使用されていない建物である。
- ② 木造又は鉄骨造。
- ③ 構造の腐朽又は破損が著しく危険性が大きいもの。（住宅地区改良法施行規則 別表第一において、(い)欄に掲げる評定区分二の構造の腐朽又は破損の程度における合計評点が100点以上であると測定される建築物）
- ④ 木造で、築後22年以上経過したもの（鉄骨造：骨厚により34年、27年、19年以上）
- ⑤ 老朽化又は台風等の自然災害により、空き家等が倒壊し、又は空き家等の建築材料が脱落し、若しくは飛散することにより、人の生命若しくは身体又は財産に害を及ぼすおそれのある状態にあるもの。

## 2. 対象者

次の①から③のいずれかに該当する方が対象者となります。ただし、①から③に該当する方であっても、市税等の滞納がある方や、他の権利者（抵当権設定者など）からの同意を得られない方は対象者となりません。

- ① 登記事項証明書に所有者として記録されている者（固定資産関係資料を含む。）
- ② ①の相続人
- ③ ①又は②の方から対象建築物の除却についての同意を受けた方

## 3. 対象工事

次の①から④の要件をすべて満たす工事が対象工事となります。

- ① 建設業の許可などを受けた者に請け負わせる除却工事であること
- ② 建築物のすべてを除却する除却工事であること
- ③ 他の制度等により補助金の交付を受けない除却工事であること
- ④ 補助金の交付が決定した日から、60日以内及び令和5年12月末までに完了報告ができるもの

## <重要事項>

令和5年5月8日～6月30日の間に事前相談をされた建物に対し、現地調査を行い判定します。希望者多数の場合は、7月下旬までに当該建物が周辺に与える危険性等を勘案のうえ、当方にて補助対象者を選定し、御連絡します。補助対象者になった場合は、令和5年9月末までに補助金交付申請書一式の提出をお願いします。（やむを得ない事情がある場合を除く。）

#### 4. 補助金の額

補助金の額は、次の①又は②のいずれか少ない額となります。（補助上限額：60万円）

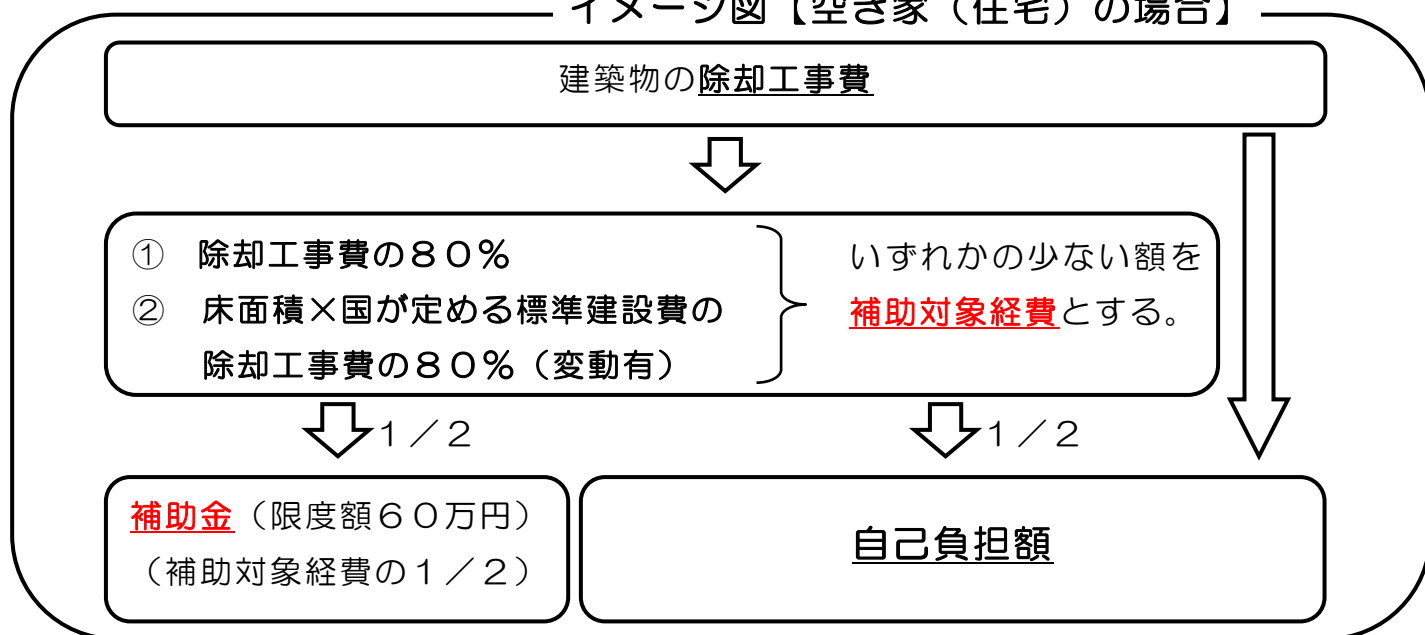
- ① 住宅の場合は除却工事費の40%（住宅以外は1/3）
- ② 住宅の場合は対象建築物の床面積に、国土交通省が定める標準建設費の除却工事費を乗じて得た額の40%（住宅以外は1/3）

#### 5-1. 補助対象経費の考え方【空き家（住宅）の場合】

補助の対象となる経費は、次の①又は②のいずれか少ない額の10分の8となります。

- ① 建築物の解体・運搬・処分に要する費用
- ② 対象建築物の床面積に、国土交通省が定める標準建設費の除却工事費を乗じて得た額

#### イメージ図【空き家（住宅）の場合】



#### 5-2. 補助対象経費の考え方【空き建築物（住宅以外）の場合】

補助の対象となる経費は、5-1の①又は②のいずれか少ない額となります。

#### 6. 必ずお読みください

- ① 本年度の予算は、住宅については35件程度、住宅以外については5件程度を予定しています。
- ② 交付決定を受ける前に、工事の契約、着工された場合には、本補助金の対象となりません。
- ③ 令和5年5月8日～6月30日までに事前相談がされ、補助金の交付が決定した日から60日以内及び令和5年12月末までに完了する除却工事が対象となります。
- ④ 各書類の提出期限が守られない場合は、補助金の支払いができないことがあります。
- ⑤ 適正な支払いが認められない場合は、補助金の返還を求めます。
- ⑥ 建築物を除却することで、翌年度より土地の固定資産税等が増額になる場合があります。
- ⑦ 本補助金についてのご相談があり、市において建築物の調査を行った場合には、本補助金を活用し除却を行うか否かにかかわらず、市から建築物の維持管理についての指導を受けることがあります。

#### 【お問い合わせ先】

佐世保市役所 建築指導課

TEL：0956-24-1111（内線2846、2847）